十　この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。
十一　この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設をいう。
十二　この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。
十三　この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。
十四　この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算をいう。
十五　この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の16に規定する精神科作業療法をいう。
十六　この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。
十七　この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(7)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(12)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(5)に掲げる特定診療費をいう。

## ○厚生労働省告示第百四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日において現にこの告示による改正前の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準に規定する先進医療に係る施設基準（以下「旧施設基準」という。）に適合している病院又は診療所については、平成二十三年三月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準に規定する先進医療（当該病院又は診療所が平成二十二年三月三十一日において現に適合している旧施設基準に係る先進医療に相当する先進医療に限る。）に係る施設基準に適合しているものとみなす。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則を次のように改める。

第一　総則

一　厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。

二　厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあっては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあっては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。

イ　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号。以下「掲示事項等告示」という。）第二第二号(二)に規定する届出を行う際に、次のいずれにも該当していること。

(1)　地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

(2)　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において掲示事項等告示第二に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

(3)　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

(4)　地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師若しくは歯科医師の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

ロ　当該先進医療を実施するに当たっては、次のいずれにも該当していること。

(1)　保険医療機関において、当該療養を実施すること。

(2)　当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科（以下「実施診療科」という。）において、常勤の医師又は歯科医師であること。

三　第二各号に規定する報告は、報告を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮腺筋症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　産婦人科専門医（社団法人日本産科婦人科学会（昭和五十二年一月七日に社団法人日本産科婦人科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例（効果があると認められるものに限る。以下同じ。）を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　産婦人科又は婦人科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

④　臨床工学技士が配置されていること。

⑤　病床を有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。